

平成 23 年 5 月 31 日
白根ガス株式会社

東日本大震災により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置の延長について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県の全域、および、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部の地域に災害救助法が適用されました。

このため、当社は、同震災に関連して平成 23 年 3 月 11 日以降災害救助法が適用された地域等において被災された当社の供給区域外のお客さまが、同震災に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用された場合、お客さまからのお申し出に応じて、ガス料金の特別措置を講ずるために、平成 23 年 4 月 4 日付けにてガス事業法第 20 条ただし書に基づく「供給約款以外の供給条件」の認可を受けておりますが、依然、同震災によるお客さまへの相当の影響が継続している状況を考慮し、ガス料金の特別措置を延長するために、本日、関東経済産業局長にガス事業法第 20 条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

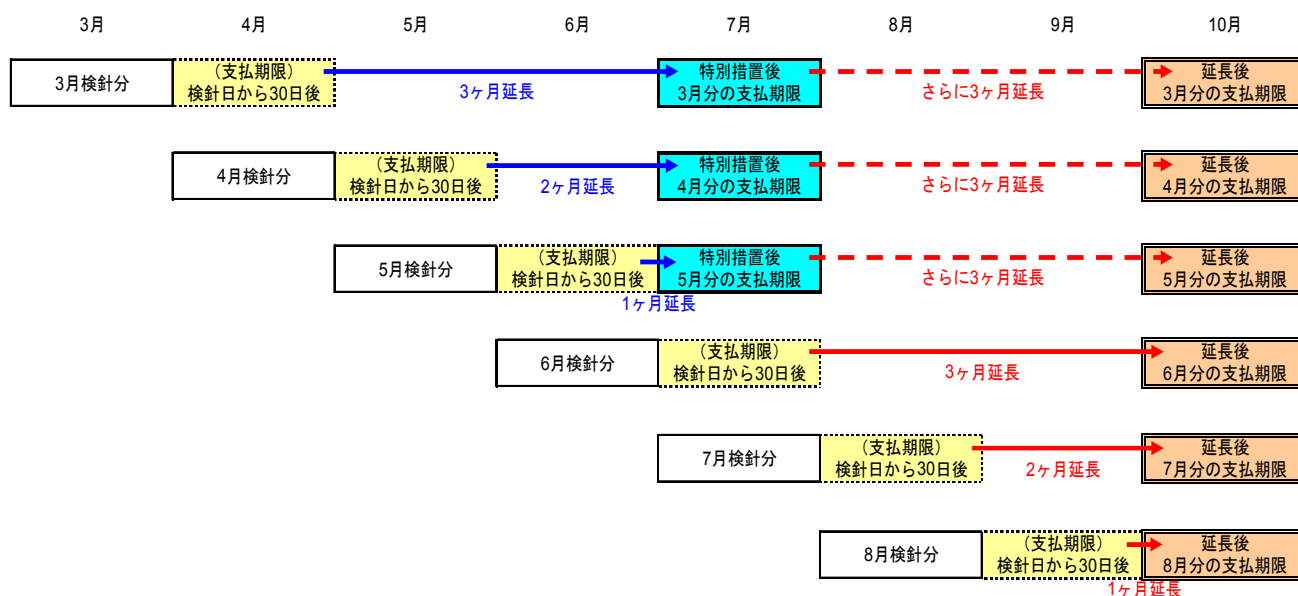
1. 適用対象

東日本大震災に関連して災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域外から当社の供給区域内に避難されたお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限*1について、平成23年3月検針分は6ヶ月間、4月検針分は5ヶ月間、5月検針分は4ヶ月間、6月分検針は3ヶ月間、7月検針分は2ヶ月間、8月検針分は1ヶ月間、はそれぞれ延長いたします。

<支払期限延長のイメージ>



*1 支払期限

検針日の翌日から30日目（支払期限）。ガス料金のお支払いが、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

◆ 本件に関するお問い合わせ先

[新潟南地区のお客さま]

白根ガス株式会社 白根支店 （電話番号）025-373-4000

[燕地区のお客さま]

白根ガス株式会社 燕支店 （電話番号）0256-61-7511

【受付時間】 平日のみ 9:00~17:00

※ 適用に際して、転居前に被災地に居住していたことを確認させていただく場合がございます。

以上